

## 報告第9号

### 臨時代理した事件（名張市文化財調査会委員の委嘱）の承認 について

名張市文化財調査会規則(昭和31年教育委員会規則第12号)第4条の規定に基づく名張市文化財調査会委員の委嘱については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

平成30年5月7日報告

名張市教育委員会  
教育長 上 島 和 久

# 名張市文化財調査会委員 名簿

(五十音順) H30.4.1 現在

委嘱期間 (平成30年4月1日～平成32年3月31日)

氏 名	専 門 部 会	在 任 期 間	
ウニシ イチ 奥西 勲	無形文化財・有形民俗文化財・無形民俗文化財部会員 名勝・天然記念物部会員	平成14年(2002)6月～	再任
コダマ ミチアキ 小玉 道明	<b>史跡・考古資料部会長</b> 建造物・絵画・彫刻・工芸品部会員	平成3年(1991)10月～	再任
シミズ キヨシ 清水 潔	<b>書籍・典籍・古文書・歴史資料部会長</b> 無形文化財・有形民俗文化財・無形民俗文化財部会員	平成3年(1991)10月～	再任
タニ ミル 谷戸 実	無形文化財・有形民俗文化財・無形民俗文化財部会員	平成14年(2002)6月～	再任
トミダ ヤスオ 富田 靖男	<b>名勝・天然記念物部会長</b>	平成12年(2000)1月～	再任
ナカウチ ヒロシ 中内 中	<b>無形文化財・有形民俗文化財・無形民俗文化財部会長</b> 建造物・絵画・彫刻・工芸品部会員	平成7年(1995)10月～	再任
フジノ マサフミ 藤野 正文	建造物・絵画・彫刻・工芸品部会員 史跡・考古資料部会員	平成7年(1995)10月～	再任

※平成30年4月1日付け新規委嘱者

氏 名	専 門 部 会	在 任 期 間	
イシ カツユキ 岩見 勝由	次期調査会においてお諮りします	平成30年(2018)4月～	新任
タガワ カズヤ 滝川 和也		平成30年(2018)4月～	新任
タケウチ ヒデアキ 竹内 英雄		平成30年(2018)4月～	新任

名張市文化財調査会委員（平成30年4月1日付け新規委嘱者）について

氏名	いわみ かつよし 岩見 勝由
略歴	一級建築士 三重県文化財保護指導委員

氏名	たきがわ かずや 滝川 和也
略歴	三重県総合博物館 展示・交流事業課長 学芸員

氏名	たけうち ひでお 竹内 英雄
略歴	元小学校校長 夏見廃寺展示館勤務（市臨時職員） 伊賀中世城館調査会 会員

**名張市文化財調査会規則 (昭和31年1月11日教育委員会規則第12号)**

最終改正:平成12年3月24日教育委員会規則第4号

改正内容:平成12年3月24日教育委員会規則第4号[平成19年12月31日]

○名張市文化財調査会規則

昭和31年1月11日教育委員会規則第12号

**改正**

平成12年3月24日教育委員会規則第4号

名張市文化財調査会規則

(目的)

**第1条** 名張市文化財調査会(以下「調査会」という。)は、名張市文化財保護条例(平成12年条例第14号)の規定に基づき、名張市内にある文化財について名張市教育委員会の諮問に応じ調査並びにその保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関し必要と認める事項を教育委員会に建議することを目的とする。

(事務所の設置)

**第2条** 本会の事務所を名張市教育委員会事務局内に置く。

(組織)

**第3条** 調査会は15名以内の委員をもって組織する。ただし、必要あるときは臨時委員を置くことができる。

(委嘱)

**第4条** 委員及び臨時委員は、学識経験者のうちから教育委員会がこれを委嘱する。

(委員の任期)

**第5条** 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じ補欠を必要とする場合の補欠委員は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、特別の事項の調査審議が終わったときは退任するものとする。

(会長及び副会長)

**第6条** 調査会に会長1名、副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長及び副会長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 会長は、本会の会議の議長となり会務を総理し本会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(専門部会)

**第7条** 調査会は、その職務を遂行するため専門部会を設け調査審議する。

2 専門部会は、次の5部門とする。ただし、必要ある場合はその数を増減することができる。

(1) 建造物並びに絵画、彫刻及び工芸品専門部会

(2) 書籍、典籍、古文書及び歴史資料専門部会

(3) 無形文化財、有形民俗文化財及び無形民俗文化財専門部会

(4) 史跡及び考古資料専門部会

(5) 名勝及び天然記念物専門部会

3 委員は、いずれかの部会に属し、かつ、2つ以上の部会を兼ねることができる。

4 各部会には部長1名を置く。

5 部長は、各部会において互選する。

6 部長は、所属部会を掌理する。

(委員会議及び専門部会議)

**第8条** 委員会議及び専門部会議は、会長が必要に応じてこれを招集する。

**第9条** 委員会議及び専門部会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ成立しない。ただし、同一の事件について再度招集してもなお半数に達しないときはこの限りでない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

**附 則**

本規則は、昭和30年9月20日から適用する。

**附 則** (平成12年3月24日教育委員会規則第4号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。